

議案第73号

東郷町道路占用料条例の一部改正について

東郷町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

東郷町道路占用料条例の一部を改正する条例

東郷町道路占用料条例（昭和61年東郷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400

	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自働運補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自働運行装置による	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
		検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		17
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850	
		地下に設けるもの	510		
	その他のもの	1,700			
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル	Aに0.008を乗じ	

掲げる施設	もの	ル1年につき	て得た額
	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200	
地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	710	
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートル1月につき	240
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識	1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき 24
	その他のもの	1本1月につき	240
	幕（令第7条第4号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき 24

	掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	しに際し、 一時的に設 けるもの その他のも の	その面積1平方メート ル1月につき	240
	アーチ	車道を横断 するもの	1基1月につき	2,400
		その他のも の	1基1月につき	1,200
令第7条 第2号に 掲げる工 作物			占用面積1平方メート ル1年につき	1,700
令第7条 第3号に 掲げる施 設			占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料			占用面積1平方メート ル1月につき	240
令第7条 第6号に 掲げる仮			占用面積1平方メート ル1月につき	170

設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設			
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架 の道路の路面下（当該 路面下の地下を除く。 ）に設けるもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	地下（トン ネルの上の ものに	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.005を乗じ て得た額
	地下を除く 。）に設け るもの	階数が2の 占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.008を乗じ て得た額
		階数が3以 上のもの ル1年につき	Aに0.01を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
	その他のもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.01を乗じて 得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐	建築物	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	その他のもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.01を乗じて 得た額

車場			
令第7条 第11号 に掲げる もの	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
応急仮設 建築物	上空に設けるもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	その他のもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第12号 に掲げる 器具		占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下 に設けるもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	その他のもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の一部改正に準じ、占用料の額等を見直す必要があるからである。

2 改正内容

愛知県道路占用料条例の一部改正に準じ、占用料の額等を次のように改めること。（別表関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	
			改正後	改正前
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	850	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	85	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	1,900

	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	400

		メートル未満のもの			
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	570
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	1,100
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に規定する補助施設	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	
		その他のもの		17	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,400	
	その他	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850	
		地下に設けるもの		510	

		けるもの			
	その他のもの			1,700	1,900
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100
		地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	710	680
		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	24	23
その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240	230	
令第7条	看板（一時的に設	表示面積1平方メートル	240	230	

第1号に掲げる物件	アーチ	けるもの	ル1月につき			
	である	その他のもの	表示面積1平方メートル	2,400	2,300	
	ものを除く。	の	ル1年につき			
)					
	標識		1本1年につき	1,400	1,500	
	旗ざお	祭礼、縁日	1本1日につき	24	23	
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの				
		その他のもの	1本1月につき	240	230	
		幕(令第7条第4号に掲げる工事)	祭礼、縁日	その面積1平方メートル	24	23
		用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートル	240	230
		の	ル1月につき			
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400	2,300	
		その他のもの	1基1月につき	1,200	1,100	
令第7条			占用面積1平方メートル	1,700	1,900	

第2号に掲げる工 作物		ル1年につき		
令第7条 第3号に掲げる施 設		占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じ て得た額	Aに0.0 34を乗じ て得た額
令第7条 第4号に掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に掲げる工 事用材料		占用面積1平方メート ル1月につき	240	230
令第7条 第6号に掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に掲げる施 設		占用面積1平方メート ル1月につき	170	190
令第7条 第8号に掲げる施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下（当該路面下の 地下を除く。）に 設けるもの	占用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 14を乗じ て得た額	Aに0.0 15を乗じ て得た額

	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.008を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条	トンネルの上又は	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0	Aに0.0

第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	高架の道路の路面 下に設けるもの	ル1年につき	14を乗じて 得た額	15を乗じて 得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 23を乗じて 得た額	Aに0.0 24を乗じて 得た額	
		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額
			その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額
令第7条 第12号 に掲げる 器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額	
令第7条 第13号 に掲げる 器具	トンネルの上又は 自動車専用道路（ 高架のものに限 る。）の路面下に 設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 14を乗じて 得た額	Aに0.0 15を乗じて 得た額	
		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 23を乗じて 得た額	Aに0.0 24を乗じて 得た額
			その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。